



祝祭日に関する関係者会議報告書

昭和二三、
総理廳官房審議室

はしがき

- 一 祝祭日改正方針
- 二 祝祭日とすることが適当と考えられるもの
- 三 三以外に祝祭日を定める場合には候補として考えられるもの
- 四 民間の意見を調査するためにとつた措置

参考資料

- 一 現行祝祭日の由表
- 二 官庁休日に關する法令
- 三 外国祝祭日

はしがき

昨年十二月上旬、閣議において祝祭日改正の問題がとりあげられ、新しい日本においては、祝祭日も新憲法の精神に基づいて再検討することが適当であるとの考えのもとに、現行の祝祭日について審議された結果、政令をもつて改正し昭和二十三年一月一日よりこれを実施する方針にて一応の試案を得たので、これにより同月六日国会衆参両院文化委員会合同打合せに臨んだところ、委員会側の意見は祝祭日は国民の関心事であり、国民の生活、感情と密接なつながりがあるから政府側において一方的に政令をもつて決定することは好ましくないと、国民の代表たる国会において決定することが適当であり、又將來長く行われるものであるから、この際速急にこれを決めるべきではなく慎重に調査研究の上決定すべきものであるとして、政府案にこぞって反対した。よつて、政府としては国会の意見を尊重して、政令を以て定める方針を撤回した。

総理庁審議室において既に十六日初めから此の問題を取扱つて来ておつ

たので、十二月十日西院文化委員長と協議の上祝祭日と官庁休日との関係
もあり国会において議員提出の法律案として審議されることとなる場合に
おいても政府側事務当局として本問題について研究を進めておく必要があ
り、したがって国会における審議の際の資料に役立つ意思をも含めて、
国会側の参加を得て本問題を調査研究するため関係者の会議を開くことと
なつた。

祝祭日に関する関係者会議は総理庁審議室、官内府、文部省、外務省の各
係官並びに国会両院文化委員会関係者（但し参議院は調査部職員）をもつ
て構成し、昨年十二月中旬より本年一月中旬に分け四回にわたり会合を重
ね、この向関係者の意見をも徴し、このほど漸く一応研究の結果を取りまと
め得る段階に達したので、ここに報告する次第である。

しとより、この報告書は、関係者会議において得た一応の結論であり、本
会議に設けられた目的よりみて了解されるようには、国会における審議の
際の資料として役立つ意思も多分に含んでおり、勿論政府の決定案と

いうような性質のものではない。従つて、祝祭日の名称、日取り等につい
ては考え得られる範囲において多くを網羅し、これらのうちから直ちなも
のを送り得るようにはしてあるが、たゞあらゆる観点から考え、恐らく国民
の大多数が賛成であろうと推察されるもの九つを送んで、これをその外の
ものと區別して列挙した。

一、祝祭日改正方針

現在の祝祭日を再検討して、これを改めるにあたっては大体次のような
方針によることと適当であると考へられる。

- 一、 国家神道に由来し国民生活との関係が薄く祝祭日は廃止する。
- 二、 歴史上根拠の薄弱なものは再検討する。
- 三、 名称についても此の際検討を加ふる。
- 四、 数は概ね現在数を下らない程度とし、季節的配分を考慮する。
- 五、 新憲法の精神に則り、平和日本、文化日本建設の意義に合致するも
のを取り入れる。

6. 国民全体として記念すべき意義ある日を送る。
久 民俗的習慣を尊重するとともに国際的共通性を考慮する。

二 祝祭日とすることが適当と思われるもの

1. 新年、正月 一月一日より三日まで、一月一日

新年を祝う日である。従来宮中においては一日に四方拝及び歳旦祭を行わせられ、同日及び二日には朝賀の式と、五日には新年宴会を催させられた。民間においては、一日より三日はとぞ酒を祝い、来り賀す者にこれを進める。その他地方により種々の祝儀の行事を行うが、内松存立の時期を俗に松の内と称え、互いに毎年の礼を修める。古来は十四日までと存立の時期としたが、江戸時代寛文の頃より六日の夕に取り納める風習となり、明治以後は広く地方に及んでゐる。十五日までを祝う風習あり、又近畿地方では二十日正月を祝う風習がある。

2. 紀元節・建國祭・建國記念日・建國の日 二月十一日

建國を記念する日である。現在、二月十一日が紀元節と定められてゐるが、これは、明治五年十一月十五日神武天皇即位の年を紀元元年と定め、その即位の日にあたる一月二十九日を祝日とし毎年祭典を行ふこととなり、聖六年一月従来の五節旬を廃止し天皇節と共に新らたに神武天皇の即位日を國家の祝日と定められ、一月二十九日神武天皇即位の日につき祭典を行つて、諸臣に宴を賜つた。同年三月七日太政官布告をもつて、即位当日を紀元節と称せられ旨布告された。其の後改暦により神武天皇御即位の辛酉正月元日を太陽曆に換算して二月十一日をもつて紀元節と定め明治七年の本曆から二月十一日の紀元節が國家の祝日として記されることとなつたことに基づくものである。右の神武天皇御即位の辛酉正月元日というのは、日本書紀卷第三に、「辛酉春正月庚辰朔天皇櫻原宮に即位。是歳を天皇の元年とす」とあるのによつてものであるが、現在においては、日本書紀の此の記述は学術的根拠がないといふのが歴史家の通説のようである。然し他に建

国を記念する日として適當なものが見当たらないのと、二月十一日は既に相当長期間にわたって国民一般に親しまれて来た日であるので、本會議としては、一応この日をあげておくこととした。
当大正十四年有志の首唱により、この日は我が国建國の祭りと、の氣持で、有意義にすべし、國家紀元祝の國民運動となさんとして翌十五年より建國祭が行われてきた。

3. 彼岸(春)、彼岸祭、春分祭、春分の日

彼岸の語は梵語 Parivāṇa の訳語に彼岸の略で、涅槃の境界をいう。煩惱を断除して至るべき涅槃の世界と佛經には説いている。古来春分・秋分の日を中心として七日間が佛道精進の日とされ、寺々においては彼岸会が行われた。一般にはこの日をもって、寺院及び祖先縁者の墓に詣り、追善供養するのを例とする民間年中行事の一つである。

4. 天皇節、天皇御誕辰、天皇誕生日、天皇御誕生の日

國の象徴である天皇の御誕生を祝う日である。明治元年八月二十六日、

九月二十三日は天皇御誕辰の日にあたるため毎年この日は群臣に酬宴を賜い天皇節を執行せらるる旨布告され、六月一日従来の五節旬を廢して神武天皇御即位日と共に天長節を祝日とする旨定められた。ついで同年七月二十日布告の改曆により九月二十二日は太陽曆十一月三日にあたるため以後十一月三日が天長節と定められた。其の後、大正元年九月四日に、八月三十一日を天長節と定め、翌二年には十月三十一日を天長節祝日と定められ、昭和二年三月四日、四月二十九日を天長節と定められ今日に至っている。

尚天長の語は老子の「天長地久章」第七の「一節に出づるものといわれ天地と共に聖壽の限りなきこと」を祝い奉った語である。

5. 労働祭、労働記念日、メーデー、勤労祭、五月一日

労働運動の國際的記念日である。一八八九年第二インターナショナル第一回大会において五月一日をもって國際的労働者祭日と定められたが翌一八九〇年から諸國において、この日に労働者が仕事を休み、野外集

会や行列を催して示威運動を行うことが始まった。

我が国においては最初大正九年に行われたが、アメリカ、カナダにて九月第一月曜日 *Labour Day* として行われ、又イギリスにおいても五月一日には行われていない。フランス、ソ連、中華民国においては五月一日に行われている。

6. 彼岸(秋)、彼岸祭、秋分祭、秋の祭、秋分の日、(春の彼岸の項参照)

7. 憲法祭、憲法記念日、明治節、十一月三日

十一月三日は新憲法公布された日であると共に従来の明治節にもあたるので、祝祭日としての日の名称の定め方如何により、新憲法の記念する日ともなり又明治時代を記念する日ともなる。従って、もし、この日を後者の意味の祝祭日とすれば、別に新憲法施行の日にあたる

8. 新穀祭、收穫祭、新穀感謝の日、十一月二十三日

その年の收穫を祝い、神に感謝を捧げる日である。従来から新穀感謝の日としてこの日が送られているが、季節的にみても全国的はこの頂が雜穀を含めて、一応穀物の收穫が終る時節でもある。アメリカには感謝祭 *Thanksgiving Day* として十一月第四木曜日に行われている。

9. クリスマス、キリスト降誕祭、國際親善日、十二月二十五日、クリスマスはキリスト教國は勿論、そうでない國においても、(中華民国には民族復興節として)祝祭日とされている現狀に鑑み、我が國においても國祭的共通性を考慮してこの日を祝祭日とすることが適當であらうと考えられる。

なお、年向の祝祭日を通じてその名称を何々祭、何々記念日、何々の日又は何々日等ある程度統一する必要があると考えられるが、本會議では此の点について結論を出すことを避けて、單に考え得る名称を列挙するにとどめた。

三、二におけたもの以外に祝祭日を定める場合には候補として考えられるもの。

ノ、七、草

一月七日

七草の祝いで、年中行事の一、一般に春の七草せり、なづな、ごきまう、へははごんぐさ、は、べら、ほとけのぎ、すずな、すずしろの菜粥を食う例になつてゐる。この祝儀は他の年始の諸祝儀と同じく衛生保健のまじないとして行われたもので、五節句の一と定められ、七草の御祝儀と称され、広く上下にわたり行われたが、明治六年一月布告による五節句の廃止と共に、その風習はおとろえた。

2. 節分

立春の日の前日

立春の前夜をいう、冬の季節から春の季節に移る分岐点で、この日、枝の枝え鯛の頭を刺したものを戸口にたて、鬼打豆となづけて大豆を炒つて撒く慣習がある。又神社佛閣の中には、その信徒から年男が出て豆撒の式を行うことがある。

3. ひな祭、ひなの節句、桃の節句

三月三日

五節句の一つである。陰曆によると桃の花咲く頃であり、女兒のある家庭では、ひなを飾り桃の花を挿し白酒菱餅を供えて祝う。

4. 子供の日、児童祭、児童愛護の日

三月三日、四月一日、五月五日、七月七日、十一月十五日

児童福祉の問題は、我が国が將來民主的な文化国家として力強い歩みをするためには、不可欠の問題であり、児童福祉法（昭和二十二年十月十二日公布、二十三年一月一日一部施行、今年四月一日全部施行）の制定せられたもののためであるが、眞にこれが实效あらしめるためには全国民の関心と協力が必要と思われる。

従つて、従来から子供の日の日又は子供に關係の深い日である三月三日（ひな祭）四月一日（小学校入学の日）及び児童福祉法の全面的に施行される日（五月五日（端午））、七月七日（七夕）、十一月十五日

(七五三)のうち一日を遊び、子供の日として、児童を愛護育成する
気持を新たにする、とは意味があると考えられる。

5. 植樹祭、植物の日
四月四日、四月三日

森林の造営とその愛護の思想を強固普及する日である。昭和九年以来
(初め四月三日、後四日)愛林日として行われている。四月三日は祝
祭日であると共に此の時期においては最も山林作業が多くして而も植
物繁茂に好都合の時とされているため、この頃に行われていた。アメ
リカにおいても *Arbor Day* として行われ、州により日は異なるが
北部地方は春季に行われている。ドイツにおいても *Martins Tag* として
五月一日に行われていた。

6. 尚大正十五年以来都市において植樹祭として、植物愛護の思想を普及
し、都市の美観を増す目的を以て、三日に行われている。
花祭、蓮佛会、しやが祭
四月八日

釈迦降誕を祝う日である。この日各寺院にては釈迦誕生の法要を行ひ

釈迦を安置する堂を各種の花を以て飾り、誕生佛像に香湯をそそぐ。
ク 婦人の日、女性の日
四月十日

我が国で初めて婦人に参政権が与えられ、実際はこれを行使した最初
の衆議院議員の選挙が行われた日である。

法律第四十二号衆議院議員選挙法中改正法律は昭和二十年三月十
七日公布、翌二十一年四月十日施行
招魂祭、追憶の日
四月三十日、八月十五日

國のために亡くなった人々を追憶する日として、墓参等を行う日であ
る。従来四月三十日には靖国神社大祭が行われている。然しこの日を
とればこの時期に祝祭日が連続することとなるので考慮を要する。八
月十五日は月おくれのうら盆会の頃にあたり、今次の戦争の終戦の日
でもあり戦没者の慰霊には適当と思われる。

ク 端午の節句、端午祭、菖蒲の節句
五月五日
五節句の一つである。

昔から宮中においては節会、幕府においては祝儀があつた。民間では平安朝の頃から石投げ合戦をなし菖蒲ではちまきをなし、又これで太い繩を依つて打ち合う風習があつた。菖蒲を節物としたのは、菖蒲が薬草であつたから、邪をはらう意味において用いられたのである。民間では従来から男児のある家庭では、一日から繩のほりを立て、部屋に具足人形を飾り、当日には粽、柏餅などを供え、菖蒲を挿す。又菖蒲酒をのみ、菖蒲湯に浴す。

母の日

五月の第二日曜日、皇后御誕生の日

母に敬意を表し、母の愛に感謝する日である。アメリカの片田舎の教会の日曜学校に働いていた一少女が母の愛をしのび花を捧げたのが始まりであつて、世界各国キリスト教徒の間に広まり、我が国では大正六、七年頃から行われている。一九一四年ウィルソン大統領のとき、アメリカの上下両院で世界の母の日を五月の第二日曜日と定めたが、今日まで世界各国においてこの日を母の日とし

て祝つている。尚、昭和八年、東京都下各種婦人団体で、日本では地久節の日を母の日とする申合をしたのであるが、それは主として女学校等で行われていた。

動物愛護の日、動物の日

五月二十八日

動物を愛護し、その虐待を防止することは我が国にも古くから行われたが、五、六十年以前アメリカにおいて動物愛護週間運動が行われたのがもとで現在では世界的に普及している。我が国には昭和二年五月二十八日より一週間東京で行われたのが最初であり、五月二十八日を中心として動物愛護週間が世界的に行われている。なお、愛馬精神を盛にする記念の日として四月七日がある。これは明治三十七年四月明治天皇より馬正改良の御沙汰のあつたのを記念して昭和十四年三月、この日を愛馬の日として定められ以後、この日は愛馬精神を盛にする種々の催しが戦時中行われた。尚、この日を家畜全体に及ぼして家畜愛護の日とするにとり考えられる。又四月十日は鳥類愛護の

日とされていゝ。我が国には最近行われたものでアメリカには四月五日に行われている。

12. 時の記念日

六月十日

天智天皇の時、初めて漏刻の製造された日。大正九年、この日をもって記念日と決定された。時間の正して觀念を予え、その尊さを知らしめ、規律を正しくせんとする意味の日である。

13. 七夕、星祭

七月七日

牽牛織女の両星が天の川を渡つて一年一回相会す夜と伝えられ、これを祭る夜で、正しくは陰曆七月七日の宵である。星祭又は乞巧奠といわれていゝ乞巧奠とは織女星に機織、裁縫、習字、音楽等の手藝の上達精巧を得んことを祈りとうことから、その名を生じたのである。中華民国では普唐の時代から起り、我が国では持統天皇の五年以来群臣に宴を賜ひ、相撲を見、文人を召して七夕の詩を賦せしめ、徳川時

代には五節句の一に数えられ、諸侯出仕祝儀を行い、大奥でも盛大な星祭りが行われた。民間でもこの夜、各戸に葉竹を立て、星祭の詩歌を認めたる色紙短冊を飾つた年中行事である。

14. 盆祭、うら盆

七月十五日、八月十五日

うら盆は梵語 Ullambana、飢餓の苦痛を形容したもので身を倒に懸けられたような激苦の意味である。佛教において未だ申す報ずる祭である。その起源については、佛弟子目連がその死んだ母の五箇即ち例懸の苦を救わんが爲めに、七月十五日、百味飲食を盛つて僧に供養したことから来ているといわれている。家々では精霊棚を作り、僧を招いて柵経を捧げ、燈籠を点じ、精霊の送迎には芭蕉又は麦桿を焼き、先祖の墓に詣り、墓地を淨掃する。地方では陰曆を守る所が多い。

15. 海の記念日、水産の日

七月二十日、四月十二日

我国は海洋国であり、且、水産物は蛋白質資源として國民の食生活に欠

くべからざるもの故、水産物及び海洋に關する國民の関心を喚起する
日である。

七月二十日は明治天皇が東北御巡航のため、横浜を御出帆された日
を記念し、昭和十六年頃から「海の記念日」として諸種の行事が行わ
れて来た日である。

四月十二日は明治三十四年四月十二日旧漁業法が施行され漁業権制度
が近代法制化された日を記念し、昭和四年頃から「水産デー」として
諸種の行事が行われて来た日である。

16. 重陽、菊の節句

九月九日

正しくは陰曆九月九日である、五節句の一で、古昔宮中において九月
九日群臣に宴を賜わった。中華民国では漢代からこの日菊酒を飲む風
習があったが、菊は延寿の效があると信ぜられていたからである。我
が國に於ては平安朝初期から例年の儀となった。九は陽數で、日も月も
九なるゆえ、この日を重陽又は重九といい、菊の日、菊の節句ともい

われた。

17. 体育祭

秋季

平和國家、文化國家の建設のため、体育によつて健全なる心身を養ひ、
國民生活の向上を期する目的をもつて全國民的の体育大会を催してそ
の普及發達をはかることは意義があると考へられる。

従来例年夏季（八月下旬）秋季（十月上旬）から十一月月上旬）冬季（一
月下旬）から二月中旬）において國民体育大会が催されて来た。

18. 藝術祭

秋季

平和國家、文化國家の建設のため、清純なる藝術によつて新らしい國
民生活の確立をはかると共に、藝術的水準を高めようという意味の催
日を設けることも適當であろう。

尚、昭和二十一年より秋季に藝術祭が行われていた。

19. 文化祭

月日未定

平和國家、文化國家の建設のため、國民の文化的能力の自覚を深め、

20. 新しい文化創造の機運、培う意味の祝日を定めることが考えられる。
七五三

十一月十五日

七才の女兒の祝いを帯解、五才の男児の祝いを袴着、三才の男女兒の祝いを髪置という。この日当才の兒女を美装せしめて氏神に詣で、帰途千歳飴を買ひ、帰っては家で、祝宴を張るの風習になつて来た。この日に行われるにいたつたのは、年中最上吉日の日のうち十一月十五日は大嘗会の行われる月ゆえこの佳日を用いるに至つたものならんといわれている。

27. 平和祭、平和記念日

月日未定

我が國が、武器を捨て戦争を放棄して平和國家として新らしく再出発することとなつたのに鑑み、全國民が平和日本建設の熱意に燃えその決意を新たにすると共に、世界平和の實現に貢獻するよう努めることを記念する意味の日をおくことが考えられる。

四、民間の意見を調査するためにとつた措置

総理府審議室より国会両院文化委員長の了解を得て、国会の審議の際の参考として、祝祭日に関する國民の意見を調査することとし、二つの方法をとつた。

(一) 新聞及びラジオ放送

先づ第一に、昨年末新聞ラジオを通じて、(一)祝祭日は多いほうがよいが、少いほうがよいか、(二)年何回ぐらいが適当か、(三)紀元節又は建国祭日を設けることの可否、(四)今までの民間年中行事のうち採用すべきものはないか、(五)この際新らしく設けたほうがよいと思ふものはないか等について広く國民一般より意見を求めたが、更に、一月上旬ラジオにはより数回にわたつて祝祭日に関する投書を勸迎する旨放送するよう手配した。一月二十日までに集まつた意見はおよそ一三七〇通であるが、期限は一月二十日までとなつていたので、この結果は一月下旬になれば判明する筈である。

(二) 輿論調査

審議室輿論調査班の手により次のようを要領のもとに祝祭日輿論調査を実施することとした。

1. 調査期日 一月二十日、二月十五日
2. 地域 全国一七市町村
3. 対象 約六〇〇〇(数元年十八才以上各階層男女)
4. 方法 調査票を配布一兩日後回収
5. 内容

一、祝祭日の候補三二の月日、名前、意義を列記し適當なもの十二を送定記入させる。

二、面接

- 祝祭日の改正を兼て承知していたが、
- 誰かと之について話合つた事があるが、
- 記入に際し誰と相談したか。

はついで面接聴取し宣伝の効果、関心の度等を測定する。
右の結果いかなる日、及び名前をどれ程支持したかを二月末日に集計する見込である。

参考資料

一、現行祝祭日の由來

現在我が国において行われている祝日は新年、紀元節、天長節及び明治節であり、祭日は元始祭、春季皇靈祭、神武天皇祭、秋季皇靈祭、神嘗祭、新嘗祭、大正天皇祭(何れも宮中における大祭日)である。新年を祝日とするのは古くより行われていた。宮中においては一月一日に四方拝並びに歳旦祭を、同日及び二日には朝賀の式を行われ、五日には新年宴会が催されるが、四方拝の起源は遠く宇多天皇の時代に遡る。四方拝の儀が始め、元旦は行ふ儀と定められ、其の後定

例となつたようであり、後に一時中絶したこともあつたが明治維新に至り年中恒例の儀式と定められ、又、朝賀の式は遠く孝徳天皇の時代より一定の儀式として行われていたといわれ、其の後一時中絶したことがあつたが、維新後一定の儀式の制定となり現在に至つた。新年宴會は古くより行われていた元旦の節會に由來するものといわれる。元旦の節會は古くより宮中に行われ、後一時中絶したこともあるが、明治三年現行のような新年宴會に改められた。民間においても、古くより新年を祝つて十日より三日まで種々の行事が行われた。

紀元節及び天長節の制定せられたのは、明治維新以後のこととて、(天皇の御誕生を御祝することとは古く行われ、天長節と名づけられたこともある。)明治元年八月二十六日の布告により、九月二十二日を初めて天長節と定められ、五年十一月十五日の布告により一月二十九日の神武天皇即位日を祝日と定めなが、六年一月四日従來の五節句(人日、上巳、端午、七夕、重陽)を廢して神武天皇即位日と天長節の両日と

をもつて自今祝日と定められ、六年三月七日には神武天皇御即位日を紀元節と稱する旨布告された。同年七月二十日布告の改曆により、天長節は十一月三日、紀元節は二月十一日と定められた。

元始祭は、明治五年一月三日に初めて行われ、十一月二十三日に正院布告を以て、元始祭の祭典を行わせらるる旨布達され年々の恒例となつた。

神武天皇祭及び先帝祭は、明治初年において神武天皇と先帝(孝明天皇)の御忌日のみを祭日と定められたのであり、神嘗祭及び新嘗祭は古くより行われ、一時中絶したこともあるけれども、神嘗祭は明治元年より古例の如く行われ、又新嘗祭は明治元年十一月再興の布告にせられてより行われた。春季皇靈祭及び秋季皇靈祭を春分の日及び秋分の日に行われたのは、明治四年春分の日には春季皇靈祭を行われたのに始まり、以後行われている。

明治六年十月十四日は、太政官布告にて、従來行われていた元始祭(

一月三日)、新年宴会(一月五日)、孝明天皇祭(一月三十日)、紀元節(二月十一日)、神武天皇祭(四月三日)、神嘗祭(九月十七日)、天長節(十一月三日)、新嘗祭(十一月二十三日)の祭日祝日は休販日とする旨定められ、十一年六月春秋二季皇靈祭が追加せられ、更には十二年に神嘗祭は十月十七日と改められた。其の後、大正元年九月四日勅令を以つて、元治祭、新年宴会、紀元節、神武天皇祭、明治天皇祭(七月三十日)、天長節(八月三十一日)、神嘗祭、新嘗祭、春季皇靈祭、秋季皇靈祭の祭日及び祝日を休日と定められ、昭和二年天長節祝日(十月三十一日)が追加された。昭和二年三月勅令第二十五号を以つて、現在行われているような祝祭日を休日とする規定が公布された。

明治節については同年三月三日、明治天皇の遺徳を仰ぎ、明治の時代を追憶する爲、明治節制定の詔書が下され、又四日に勅令を以て明治節の祝日を休日とする旨規定されたのであるがこれは、これより先、

大正十二年帝國議會において明治節制定のことが請願として現われ、昭和二年一月第五十二議會において兩院共に満場一致、國家の祝日には加えられんことを議決したことに基づくものであつた。以上簡單に述べたように、我が國において、現行の祝祭日は、國民が業を休み、祝意を表し或いは肅敬の意を表わす休日として法令に規定されてゐるのであつて、國家の祝祭日そのものが法令により規定されてはゐないことを附言して置く。

二、官廳休日に関する法令

○昭和二年三月四日勅令第二十五号（休日に関する件）

左の祭日及祝日を休日とす

- 元始祭 一月三日
- 新年宴会 一月五日
- 紀元節 二月十一日
- 神武天皇祭 四月三日
- 天長節 四月十九日
- 神嘗祭 十月十七日
- 明治節 十一月三日
- 新嘗祭 十一月二十三日
- 大正天皇祭 十二月二十五日
- 春季皇靈祭 春分日
- 秋季皇靈祭 秋分日

附則

本令は公布の日より之を施行す

○明治六年一月七日太政官布告第二号（休暇日の件）

自今休暇左の通被定候事

一月一日より三日迄

十二月二十九日より三十一日迄

○明治九年三月十二日太政官達第二十七号

従前一六日休暇の処来り四月より日曜日之を以て休暇と被定候條此旨相

達候事

アメリカの祝祭日

アメリカにおいては一八六九年四月二十日連邦議合が憲法百年祭日を
国際日と定めた以外には所謂國祭日（National Holidays）なるものは
無く、各州が祝祭日の決定権を有っており、各州の法律ないし政令によつ
て祝祭日が指定される。大統領及び連邦議合はコロンビア特別区（ワシン
トン市）及び全国の連邦政府職員に対し祝祭日を指定することが出来るが、
各州のそれを決定することは出来ない。広く各州で休日として行われてい
る主要な祝祭日は左の通りである。

祝祭日名

月日

出 来

新

年

一月 一日

新しい年を祝う

New Year's Day

リンカーン 祭 二月 十二日

リンカーン大統領の誕生日を祝す

Lincoln's Birthday

ワシントン 祭 二月 二十二日

初代大統領ワシントンの誕生日を

Washington's Birthday

追憶日 五月三十日

Decoration or Memorial Day

祝う

南北戦争後戦没将士の墓を浄める
日として始められ、後一般将兵
家の祖先、七友知己等を追憶す
日として広く行われ墓参等を行う。

独立記念日 七月四日

Independence Day

アメリカカイギリスからの独立を
天下に声明した独立宣言が一七七
六年ファイアデルフィアにおける大
陸議会で採択された日を記念する。

労働日 九月第一日曜日

Labor Day

夏期の休暇その他の休養を終え新
秋と共に勤労大衆が勤労増産への
気勢を昂めんとする日

コロニアス 十月十二日

一四九二年コロンブスが初めて西

Columbus day

休戦記念日 十一月十一日

Armistice Day

印度諸島の一島しよを望見しアメ
リカ大陸発見の第一歩に入った日
一九一八年第一次世界大戦の休戦
協定がフランスのコンピエーヌの
森で独逸合両軍間に締結された日
を記念する。

感謝祭 十一月第四木曜日

Thanks-giving Day

英国から渡米したプリマス教団の
人々が一六一一年アメリカにおけ
る最初の収穫を祝った日であり、
その後全国的にその年の収穫に対
し大に感謝を捧げる日と成った。
救世主キリストの降誕を祝う

クリスマス 十二月二十五日

Christmas Day

イギリスの祝祭日

(一) 欧米諸国における祝祭日 (Fests, Festivals) は元来宗教的起源を有する神聖なる日 (Holy Day) であつて、当日は日常の仕事や休み、宗教的行事のために之を充てた。今日一般に休日と Holiday と称するのは上述の Holy Day に由来する。従つて、キリスト教国においては、キリスト教に因するが本来の意義における祝祭日であつて、イギリスにおいては、英国々教会 (Anglican Church) の成立以来今日迄種々変遷があつたが現在行われてゐるものは次の通りである。

- | | | |
|------------------------|--------|----------|
| 1. Septuagesima Sunday | 二月 二日 | 四旬齋前第三日曜 |
| 2. Ash Wednesday | 二月 一九日 | 聖灰日 |
| 3. Good Friday | 四月 四日 | 耶穌受難日 |
| 4. Easter Day | 四月 六日 | 復活祭 |
| 5. Ascension Day | 五月 一五日 | キリスト昇天節 |

- | | | |
|---------------------------|---------|----------|
| 6. Whit Sunday | 五月 二五日 | 聖火 降臨祭 |
| 7. Trinity Sunday | 六月 一日 | 復活主日 |
| 8. Corpus Christi | 六月 五日 | キリスト聖体節 |
| 9. First Sunday in Advent | 十一月 三〇日 | 降臨節第一日曜日 |
| 10. Christmas Day | 十二月 二五日 | キリスト降誕節 |

註：以上の中二四五六九の祝祭日はいわゆる *Movable Fests* であつて毎年日附が一定してゐない。上掲のものはずべて一九四七年度のものである。

(二) イギリスの祝祭日には以上の外に、地方的に行われるものがある。

- | | | |
|----------------------|---------|---------|
| 1. St. David's Day | 三月 一日 | 聖タビデ節 |
| 2. St. Patrick's Day | 三月 一七日 | 聖パトリック節 |
| 3. St. George's Day | 四月 二三日 | 聖ジョージ節 |
| 4. St. Andrew's Day | 十一月 三〇日 | 聖アンドルー節 |
- 註：一は Wales の地方的祝祭日で、この日同地の住民は薔の花をつけ

て祝う。

二は *Ireland* の地方的祝祭日で、この日住民は酸漿草へカタバミ
ノワシの花をつけて祝う。

三は *England* の地方的祝祭日で、この日住民はバラの花をつけて
祝う。

四は *Scotland* の地方的祝祭日で、この日住民は薊の花をつけて祝
う。

以上はイギリスで現在行われている。本来の意義における祝祭日である。
然しながら、我園でいう祝祭日はかゝるものを意味せず特定の日を祝賀
又は記念するための法令を以つて国民全体の休日と定められた国祭日
National Holiday を指称するものの如くである。従つて、吾國の祝
祭日の参考としてイギリスの例を参酌するためには、上述の宗教的祝祭
日以外に吾國の祝祭日に相当する國家的もしくは國民的休日制度を参照
する必要がある。

而してイギリスにおいてかかる休日制度として独自なるものは *Bank
Holidays* (銀行休日) 制である。

四 十九世紀の初頭迄、イギリスにおいては宗教的祝祭日に諸官庁公街の休
日が行われる習慣があつたが後漸次廃れて、法令による一般休日制度(一
官公庁のみならず国民全体の休日)が之に代るようになつて現在に至つ
た。これが即ち *Bank Holiday* である。

この制度は *Sir John Lubbock* の努力により一八七一年銀行休日法
The Bank Holiday Act によつて定められたものであつて次のもの
を *England* 及び *Ireland* の一般休日(銀行は勿論、官庁、民間
会社、学校等すべての休日)とすることになつた。

1. *Easter Monday* 復活祭の翌日
2. *The Monday in Whit-torn Week* 聖父降臨節の翌日
3. *The 1st Monday of August* 八月の第一月曜日
4. *The 26th of December* 十二月二十六日

後更に法令によつて右の二つが加えられ現在では都合六日に日つた。

5. Good Friday

キリスト受難節

6. Christmas Day

キリスト降誕節

Scotland においては上記のものとは少く異り左のものが Bank Holiday に指定されている。

1. Christmas Day

キリスト降誕節

2. New Year's Day

元旦

3. Good Friday

キリスト受難節

4. The 1st Monday of May

五月第一月曜日

5. The 1st Monday of August

八月第一月曜日

以上によつて明かしく、イギリスの一般休日は宗教的祝祭日と密接な関係を持つてゐるが、これは法令によつて特にその日を指定したためであつて、宗教的祝祭日即ち一般の休日ではない。そして一般の休日は（日曜日を除けば）上記以外には存在しない。

国王誕生日 (The King's Birthday) は（六月十二日）の如きも軍隊の行進その他の祝典は奉行されるが一般の休日とはならず吾國の天皇節とは趣を異にする。その他の祝日ないしは記念日に付いても同様であるが参考迄に之を掲ぐれば次の通りである。

New Year's day

一月一日

Princess Elizabeth's Birthday (Bank Holiday)

Empire Day

四月二一日

Queen Mary's Birthday

五月二四日

The Queen's Birthday

五月二六日

Armistice Day

八月四日

Ascension of King George VI

一月二一日

之等は何れも一般休日にならぬ。又労働祭 (Labour Day)

又労働祭 (Labour Day)

の如きも之と同様

附 自治領の祝祭日

自治領の祝祭日は各自治領によつて異り、その内部においても地方によつて必ずしも一致してはいない。故例を示せば次の通りである。

- オーストラリア、ニュー・サウス・ウェールズ州においては次のものを行う。
1. The 1st of January
 2. Good Friday
 3. Easter Eve
 4. Easter Monday
 5. The Birthday of the Sovereign
 6. The 1st of August
 7. The Birthday of Prince of Wales
 8. Christmas Day

9. The 26th of December

ウェイクトリヤ州ではここに類する十三種類の祝祭日をクインスランド州では十四種類の祝祭日を定めており、その他の州々之に準ずる。

ニュージールランド... 次の四つを定めている。

1. New Year's Day
2. Good Friday
3. Labour Day
4. Christmas Day

オクダ... 一般に次のものを行ふ。

1. New Year's Day
2. Good Friday
3. Eastern Monday
4. Labour Day
5. Christmas Day

5. The Birthdays

1. Dominion Day
8. Christmas Day

たゞ、ケベックの如く旧教徒の多い地方では次の如きものを行ふ。

1. Festival of the St. Joseph
2. Ash Wednesday
3. Good Friday
4. Easter Monday
5. Labour Day
6. Ascension Day
7. All Saints' Day
8. Conception Day
9. Christmas Day

その他の自治領においても通常六—七種類の祝祭日が行われてゐる。

フランスの法定祝祭日

一月 一日 (新年)

二月 一日 (一九〇四年十二月二十三日の法律による休日)

四月 十六日 (キリスト復活祭)

四月 十七日 (一八八六年三月八日の法律による休日)

(註) 右は春分の後にある満月が過ぎてから

の第一日曜日及びその翌月曜日で

三月二十二日から四月二十五日の間

を移動する

五月 一日 (労働祭)

五月 十四日 (ジャンヌダルク祭)

(註) 右は五月の第二日曜日とせられてお

るか
を設けない
Bank Holiday

△ 五月二十五日 (キリスト昇天祭)

△ 六月四日 (註) キリスト復活祭後四十日 (聖霊降臨祭)

○ △ 五月五日 (一八八六年三月八日の法律による休日) (註) キリスト復活祭後五十日

六月十八日 (註) ドゴールが抗戦継続を希望する檄文を倫敦から本国に向け放送した日の記念日

七月十四日 (共和祭)

十五日 (一九〇五年七月十三日の法律による休日)

八月十日 (月) 同 右

十五日 (火) (聖母マリヤ昇天祭)

十一月一日 (諸聖徒祭)

十一月十一日 休戦記念日

十二月二十五日 フリスマス

△印の休日は *movable holidays* である。 右は昭和十二年を参照としたものである。

○印の休日は俸給生活者の保健と休養とを目的として一九〇四年十二月二十三日法一九〇五年七月十三日法及び一九〇九年十月二十九日法その他の法律によつて設けられたもので、官庁、銀行、会社は休業し小売商人も之に倣うものが多い。

ロシアの祝祭日

- 一月 一日 ○正月
- 一月 二十二日 ○レーニン記念日（一月二十一日レーニン死す）及び一九〇五年一月九日（所謂血の日曜日、ロシア第一
- 二月 二十三日 赤軍記念日
- 三月 八日 国際婦人デー
- 三月 十八日 パリーコンミエーションの日
- 五月 一日 ○メーデー
- 五月 二日 ○（休日）
- 五月 五日 新聞デー
- 五月 九日 ○対独戦勝記念日
- 七月 十五日 体育祭へ祭典は多の場合次の日曜日に行う
- 七月 二十二日 海軍記念日

八月 五日

鉄道デー

八月 十八日

航空デー（航空ページエントは多くの場合次の日曜日に行う）

九月 二日

国際青年デー、対日戦勝記念日

九月の第二日曜日

戦車記念日

十一月 七日

○革命記念日

十一月 八日

○（休日）

十二月 五日

憲法記念日

○は休日、その他の祭日は休日とせず、関係方面にて催しをする程度
 正月の休日は一日のみであるが、常に年末の日曜の休暇をとりやの二日
 を休みとする
 メーデー革命記念日の場合、同様の措置をとり祭日前後の日曜を五月三日、十一月九日を繰上げ（下げ）休日にしたこともある

中華民國の祝祭日（○印は休日）

- 一月 一日 中華民國開國記念日
- 二月 十九日 新生活運動記念日
- 三月 八日 國際婦女節
- 三月 十二日 孫中山先生逝世記念日
- 三月 二十三日 鄧仲元先生殉國記念日
- 三月 二十九日 革命先烈記念日
- 四月 四日 兒童節
- 四月 五日 民族掃墓節（清明節）
- 四月 十日 國民政府建都南京記念日
- 五月 一日 國際勞動節
- 五月 五日 端午節（詩人節）
- 六月 十六日 孫中山先生友州學難記念日
- 七月 七日 抗戰記念日

七月 九日 国民革命公哲師記念日
 八月 二十日 膠仲愷先生殉國記念日
 ○八月 二十七日 孔子節誕辰（教師節）
 ○九月 三日 抗戰勝利記念日
 ○十月 十日 國慶記念日（双十節）
 ○十一月 十二日 孫中山先生誕辰記念日
 十二月 五日 肇和軍艦殉難記念日
 十二月 二十五日 民族復興節

伊太利の祝祭日

（フアシスト政権時代のもの）

総マの日曜

一月 一日
 一月 六日 （エヒファニア祭「御出現の日」）
 一月 八日 皇后陛下御生誕の日
 二月 十一日 伊法王、藤向和解記念日（ラテン協定成立記念日）
 △謝肉祭最後の日（年に依り日附に異同がある）
 三月 十九日 聖ヨセフ祭日
 四月 二十一日 羅馬創設記念日及労働祭
 五月 十八日 昇天祭
 △五月 二十四日 第一次次洲大戦参戦記念日
 六月 第一日 憲法発布記念日
 六月 八日 コルフスドレミニ祭（聖体の祝日）
 六月 二十九日 聖ピーター及ホール祭

八月	十五日	聖母マリア昇天祭
△九月	十五日	皇太子殿下御生誕日
十月	二十八日	フアシスト黨の羅馬進軍記念日
十一月	一日	諸聖人祝祭日
△十一月	二日	萬靈祭
十一月	四日	第一次歐洲大戦々勝記念日
△十一月	十一日	皇帝生誕日
十二月	八日	無原罪の御宿りの日
△十二月	二十四日	クリスマス前日
十二月	二十五日	クリスマス
△十二月	三十一日	大晦日

(備考)

一、△印あるは半休日其他は全休日

- 二、加特力教団係の祝祭日の日附には曆の關係上年により異同あり、
- 三、祝祭日には凡ての中央及地方官庁、銀行、学校と団鎖し州の執行を行わす、
- 四、市町村は祝祭日を祝賀するに必要なる経費を市町村予算に計上することになつてゐる。

インドの公休日（一九四二年）

新年日	一月一日
スリパンチヤミー	一月二十一日
ムハラム（回教新年）	一月二十八日
ドールチヤトラ	三月二日
バツチヤドアスタラム	三月三十日
クツドフライデー	四月三日
イエスター土曜	四月四日
イエスター月曜	四月六日
復活祭	四月十三日
チヤトラサンクランティ（ヒンズーの太陽祭）	四月十三日
銀行半期決算日	七月一日
ジャムマスタミー	九月二日
マハラヤ	十月九日
イドルフイトル	十月十二日及十三日

（他に英皇帝誕生日の休日あり）

ドルカフシヤ	十月十六、十七、及十九日
ラクシミーフチヤ	十月二十三日、二十四日
カーリーフジヤ	十一月七日、八日
ジャカタリフジヤ	十一月十六日
イタツズスハ	十二月十九日
クリスマスイグ	十二月二十四日
クリスマスデー	十二月二十五日
クリスマス翌日	十二月二十六日
年末日	十二月三十一日

